

帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について  
帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定する。

令和元年 9 月 10 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 フルタイム会計年度任用職員

第 1 節 給料（第 3 条—第 7 条）

第 2 節 手当（第 8 条—第 10 条）

第 3 章 パートタイム会計年度任用職員

第 1 節 報酬（第 11 条—第 16 条）

第 2 節 期末手当（第 17 条）

第 3 節 費用弁償（第 18 条）

第 4 章 雑則（第 19 条—第 23 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 4 項及び第 5 項並びに第 204 条第 2 項及び第 3 項並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

（給与の種類）

第 2 条 前条の給与とは、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、災害派遣手当、期末手当及び退職手当をいい、同項第 1 号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいう。

第 2 章 フルタイム会計年度任用職員

第 1 節 給料

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表に定めるところによる。

(フルタイム会計年度任用職員の号俸)

第4条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号俸は、職種ごとに規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第5条 帯広市職員給与条例(昭和28年条例第6号。以下「給与条例」という。)第6条及び第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の減額)

第6条 給与条例第8条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「次条」とあるのは「帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第7条」と、「勤務時間条例第6条から第8条までに規定する」とあるのは「勤務時間条例第12条に規定するうちの」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第7条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算定については、給与条例の適用を受ける者であって常時勤務を要する者(以下「常勤職員」という。)の例による。

## 第2節 手当

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当等)

第8条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び災害派遣手当については、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第9条 給与条例第28条から第30条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員が、前会計年度の末日まで本市の会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員を除く。)として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された場合には、当該任期の定めと前会計年度の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

4 前2項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員について、任用の事情等を考慮して前3項の規定による期末手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該フルタイム会計年度任用職員を第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(退職手当)

第10条 フルタイム会計年度任用職員の退職手当については、別に条例で定める。

### 第3章 パートタイム会計年度任用職員

#### 第1節 報酬

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第11条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、基本報酬のほか、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬とする。

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)

第12条 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、月額、日額及び時間額として定めることができる。

2 月額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。

3 日額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、次項により得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た額(当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)とする。

4 時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、基準月額に12を乗じ、市長が規則で定める時間で除して得た額(当該額の50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)とする。

5 前3項の基準月額とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容、責任の軽重その他勤務に関する条件に照らして第3条及び第4条の規定を適用して得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等)

第13条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬については、法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間

勤務の職を占める職員に相当する手当の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第14条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第12条第1項の規定により基本報酬の額を月額で定めるパートタイム会計年度任用職員  
第12条第5項の規定による基準月額に12を乗じ、その額を、規則で定める勤務時間数で除して得た額
- (2) 第12条第1項の規定により基本報酬の額を日額で定めるパートタイム会計年度任用職員  
第12条第3項の規定による基本報酬の額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 第12条第1項の規定により基本報酬の額を時間額で定めるパートタイム会計年度任用職員  
第12条第4項の規定による基本報酬の額
- (4) 前3号により難い場合 任命権者が別に定めた額

2 前項の勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第15条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により基本報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 基本報酬が月額として定められたパートタイム会計年度任用職員が退職したとき、又は死亡したときの基本報酬の支給については、常勤職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第16条 給与条例第8条第1項の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。

この場合において、同条中「次条」とあるのは「帯広市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条」と、「勤務時間条例第6条から第8条までに規定する」とあるのは、「勤務時間条例第12条に規定するうちの」と読み替えるものとする。

## 第2節 期末手当

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第17条 給与条例第28条から第30条の3までの規定は、パートタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月以上、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。）につい

て準用する。この場合において、給与条例第28条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第9項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料月額（育児短時間勤務職員等については給料月額を算出率で除して得た額。次項及び第29条第3項において同じ。）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。」とあるのは、「第14条第1号に掲げる職員にあってはそれぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）の基本報酬の額とし、第14条第2号及び第3号に掲げる職員にあってはそれぞれ基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の額の1月当たりの平均額に相当する額」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当の支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイムの会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 4 前2項に定めるもののほか、パートタイム会計年度任用職員について、任用の事情等を考慮して前3項の規定による期末手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該パートタイム会計年度任用職員を第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

### 第3節 費用弁償

（パートタイム会計年度任用職員の費用弁償）

第18条 パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行した場合における費用弁償は、帯広市職員等の旅費に関する条例（昭和28年条例第7号）の適用を受ける者の例により支給する。

- 2 パートタイム会計年度任用職員には、その費用弁償として、常勤職員に支給される通勤手当との権衡を考慮して規則で定める額（以下「通勤費用」という。）を支給する。

## 第4章 雑則

(会計年度任用職員の給与の特例)

第19条 任命権者は、職務の特殊性、任用の事情等を考慮して第2条から第17条までの規定による給与により難いと認める場合においては、常勤職員との権衡を考慮して会計年度任用職員の給与を市長の承認を得て別に定めることができる。

(休職者の給与)

第20条 法第28条第2項及び帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和26年条例第34号)第2条の2の規定により休職にされた会計年度任用職員には、いかなる給与も支給しない。

(給与の支払)

第21条 この条例に基づく給与は、その全額を、通貨で直接会計年度任用職員に支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除及び死亡職員の給与)

第22条 給与条例第3条の2及び第4条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(給料又は報酬の経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、法第3条第3項第3号に規定する特別職に属する職員(月額により報酬が支払われていたものに限る。)として任用されていた者であって、施行日に施行日の前日に従事していた職務と同一と認められる職務に従事する会計年度任用職員に任用された職員については、その職員がフルタイム会計年度任用職員である場合にあつては各年の4月1日時点で算定した給料、期末手当及び通勤手当の総額が、パートタイム会計年度任用職員である場合にあつては各年の4月1日時点で算定した基本報酬、期末手当及び通勤費用の総額(以下「経過措置対象額」という。)が、別に規則で定める月額に12を乗じて得た額(以下「経過措置基準額」という。)に達しないこととなる者には、令和5年3月31日(規則で定める者にあつては規則で定める日)までの間、当該月額の範囲内で給料及び通勤手当(パートタイム会計年度任用職員にあつては、基本報酬及び通勤費用)を支給する。

3 前項の規定が適用となる会計年度任用職員には、期末手当は、支給しない。

4 附則第2項の規定が適用された職員の各年の4月1日における経過措置対象額が経過措置基準額を上回ることとなった場合は、当該職員には、当該上回ることとなった年の4月1日以後、第2項の規定は適用しない。

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

号俸	給料月額
	円
1	141,900
2	142,900
3	143,900
4	144,000
5	144,100
6	145,200
7	146,400
8	147,500
9	148,600
10	149,700
11	150,800
12	151,900
13	153,000
14	154,400
15	155,700
16	157,000
17	158,300
18	159,800
19	161,300
20	162,900
21	164,200
22	165,700
23	167,200
24	168,700
25	170,100
26	172,800
27	175,400
28	178,000
29	180,700
30	182,400
31	184,000

32	185,700
33	187,200
34	188,900
35	190,700
36	192,400
37	194,000
38	195,400
39	196,900
40	198,400
41	199,700
42	201,000
43	202,200
44	203,500
45	204,800
46	206,100
47	207,400
48	208,700
49	209,800
50	211,100
51	212,400
52	213,700
53	214,800
54	215,900
55	216,900
56	218,000
57	219,100
58	220,100
59	221,000
60	222,000
61	222,400
62	223,300
63	224,100
64	224,900
65	225,600
66	226,600
67	227,400
68	228,300
69	229,000
70	229,800
71	230,700



72	231,700
73	232,400
74	233,100
75	233,700
76	234,500
77	235,300
78	236,000
79	236,700
80	237,300
81	238,000
82	238,800
83	239,600
84	240,300
85	240,800
86	241,500
87	242,200
88	242,900
89	243,500
90	244,200
91	244,900
92	245,600
93	246,100
94	246,600
95	246,900
96	247,300
97	247,600

(説 明)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の勤務条件に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。